

2002年12月1日

ストップ！有事法制12・1大集会で福岡中執がアピール

今、政府、与党3党は、有事関連3法案と国民保護法案を成立させようとしています。関連して1941年に制定された「船舶保護法」に関してお話させていただき、心あわせのあいさつにさせていただきたいと思います。

この法律は、第1条で「敵襲その他の軍事的危害に対し船舶を保護するを以って目的とし、第2条では「海軍官憲は船舶保護上必要あるとき、運航業者、船舶所有者、船長を海軍官憲の指揮・統制下におく」としています。そして第5条の罰則規定では「海軍官憲の指示に従わざる者は、2年以下の懲役または2000円以下の罰金に処す」としています。

船舶を保護するという耳ざわりの良いことを書いていましたが、船舶保護とは名ばかりで、海軍官憲の統制下におくことが目的で、違反したものは厳しく罰せられることになっていました。その結果、1万隻以上の船舶と6万2000人以上の船員が戦没し、死んでしまいました。

船員は一人平均で2回以上、多い人は6回も撃沈され、血と油の中見わたす限り兵隊と同僚の死体が浮かぶ海に投げ出されました。私の祖父も1945年3月に、第3筑紫丸という貨物船で沖縄に向かう途中、魚雷にやられて轟沈、全滅しました。37名の乗組員のうち15名が10代の少年であり、最年少は14歳、最年長は76歳でした。

先ほど高校生、青年団の方から、平和を願うお話がされました。二度と再び海を戦場にしてはなりません。「国民保護法」というと聞こえはいいですが、小泉首相が「当然、『私権・個々の権利』制限を伴う法整備が必要」と発言しているように、「船舶保護法」同様に、人々を軍隊の都合にあわせるための総仕上げという性格を持っています。

このような法制化の動きに対し厳しく監視し、断固反対していかなければなりません。イラク攻撃がいつ開始されるか、危険極まりない事態のもとで、この法案が国会の数の論理で強行成立されれば、周辺事態法と連動し、自衛隊が米国の主導する第2の湾岸戦争に踏み込んでいくことは明らかです。

世界に誇れる平和憲法を根底から破壊し、人々の命と暮らし、基本的な人権と自由を剥奪する有事関連3法案に対して、反対の世論を総結集し、廃案めざして頑張りましょう。

(02年12月5日発行の「船員しんぶん」第2371号から転載)